

プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書等の提出を招請します。

令和7年6月16日

埼玉県知事 大野 元裕

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度応急住宅対策訓練実施等業務委託

(2) 業務目的

本業務は、埼玉版FEMAとして、応急住宅の供給に関する訓練を通じて、災害発生時に対処すべき事項や役割分担について、関係機関（県、市町村、協定団体及び埼玉県住宅供給公社等の関係者をいう。以下、同じ。）同士の強固な連結を推進し、災害時の住宅の供給体制を強化することを目的とする。

加えて、被災住宅の緊急の修理に係る訓練を実施し、緊急の修理について理解を深めることで、災害時の住宅対策の総合的な強化を図る。

(3) 委託業務の内容

本業務は、災害時の住宅の供給に関する訓練の実施とその結果を反映させたマニュアルの改訂等を行うものである。対象となる制度等は以下の4つであり、詳細については別添「委託業務仕様書」によるものとする。

- ア 建設型応急住宅の供与
- イ 賃貸型応急住宅の供与
- ウ 県営住宅の一時提供
- エ 被災住宅の緊急の修理

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(5) 委託予定上限額

21,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 資格要件

次の（1）～（9）のすべてを満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。

- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日以後に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公示日以後に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく指名除外を受けている期間がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (7) 仕様書の内容を十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できること。また、過去10年度間（平成27年度から令和6年度）に国、都道府県または市区町村の防災等に関する業務（地域防災計画等の策定、防災等に関する研修・訓練、検証・調査等）を受託し、履行した実績*があること。
*本店、支店又は営業所等のいずれかの実績で足りるものとする。
- (8) 以下のアからウのいずれかを満たす者であること。
 - ア 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づく令和7年度・8年度物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」である者。
 - イ 令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、審査区分が「設計・調査・測量」かつ申請業種が「建設コンサルタント登録」である者。
 - ウ アまたはイに掲げる名簿への登録申請を提出した者。ただし、委託先候補者の決定までに名簿に登載されなかった場合は、選定しない。
- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 選定基準

2の資格要件を満たしている者の中から、次の項目について評価し標記業務を委託する候補者を選定する。詳細は実施要綱を確認すること。

- (1) 企画提案内容
- (2) 業務実施実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 参考見積書

4 企画提案内容の評価項目

- (1) 全体を通じた基本的事項（業務の目的・内容の理解等）
- (2) 建設型応急住宅の供与の訓練等に関する提案
- (3) 賃貸型応急住宅の供与の訓練等に関する提案
- (4) 県営住宅の一時提供の訓練等に関する提案
- (5) 被災住宅の緊急の修理の訓練等に関する提案

5 プロポーザル募集から受託者決定までのスケジュール

募集から業務受託者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年6月16日（月）	実施要綱公開（ホームページ）
令和7年6月16日（月）から 6月24日（火）午後4時まで	質問受付期間
令和7年6月27日（金）午後4時まで	質問回答期限
令和7年6月16日（月）から 7月3日（木）午後4時まで	プロポーザル参加者募集期間
令和7年6月16日（月）から 7月10日（木）午後4時まで	企画提案書等受付期間
<一次選定を実施する場合>	
令和7年7月18日（金）	一次選定結果通知（見込）
令和7年8月上旬	審査（プレゼンテーションの実施） （見込）
令和7年8月上旬	委託先候補者決定（見込）
令和7年8月下旬	委託契約（見込）
<一次選定を実施しない場合>	
令和7年7月14日（月）から 7月18日（金）のいずれか1日	審査（プレゼンテーションの実施） （見込）
令和7年7月22日（火）から 8月1日（金）	委託先候補者決定（見込）
令和7年8月上旬	委託契約（見込）

6 手続き

- (1) 質問の受付期間及びその回答方法

- ア 受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月24日（火）午後4時まで

- イ 受付方法

詳細は実施要綱による。

- ウ 回答方法

令和7年6月27日（金）午後4時までに、県ホームページに掲載する。

詳細は実施要綱による。

(2) プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）の提出期間及びその方法

ア 提出期間

令和7年6月16日（月）から令和7年7月3日（木）午後4時まで

イ 提出方法

詳細は実施要綱による。

(3) 企画提案書等の提出期間及びその方法

ア 提出期間

令和7年6月16日（月）から令和7年7月10日（木）午後4時まで

イ 提出書類

詳細は実施要綱による。

ウ 提出先及び提出方法

詳細は実施要綱による。

(4) 参考資料の提供について

詳細は実施要綱による。

7 企画提案書等の提出後の予定

(1) 一次選定の有無 有

一次選定は、提出した企画提案書等に基づく書類審査を実施する。

ただし、資格要件を満たす者が3者以下の場合は、一次選定を実施しない。

(2) プレゼンテーション予定日

5のスケジュールのとおり。

8 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部住宅課 企画担当 天野、倉田、小笠原

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-5571（直通）

E-mail a5550-07@pref.saitama.lg.jp

9 その他

詳細は実施要綱による。